別表六(四の二)の表中

| | |
|---|---|
| 仮計得額 | 仮計得額 |
| 仮所得金額別計 | 仮所得金額別計 |
| 所得金額又は仮所得金額又は仮計得額 | 所得金額又は仮所得金額又は仮計得額 |
| （別表四「26の①」又は別表四の二付表「35の①」） | （別表四「22の①」又は別表四の二付表「31の①」） |
| 当期繰越金額の額 | 当期繰越金額の額 |
| 当期配不受益金額の額 | 当期配不受益金額の額 |
| 当期等入配不受益金額の額 | 当期等入配不受益金額の額 |
| 当期算入帰属額 | 当期算入帰属額 |
| （別表八(一)「14」、「29」又は別表八の二「29」） | （別表八(一)「15」若しくは「31」又は別表八の二「30」） |

に改め、同表の記載要領第四号(1)中「第112条第11項」を「第112条第14項」に改め、同号(2)中「別表四の二付表の「９の①」」を「別表四の二付表の「７の①」」に改め、同表を別表六(五)とする。

別表六(五の二)及び別表六(五の三)を削る。

別表六(六)の表中「法人税額超過構成額（別表六(二十)「19の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十三)「７の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十)「20の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十三)「８の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十)「17の②」＋「18の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十三)「５の②」＋「６の②」）」に改め、同表の記載要領第一号中「又は第３項」を「若しくは第３項」に改め、「又は第２項」を削り、「含む。）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第３号において「平成25年旧措置法」という。）第42条の４の２第２項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた平成25年旧措置法第42条の４第３項（繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）」を加え、同第二号中「平成21年４月１日から平成24年３月31日まで」を「平成25年４月１日から平成27年３月31日まで」に、「ついては」を「あつては」に、「平成24年４月１日以後に開始する各事業年度」を「その他の事業年度」に改め、同第三号中「租税特別措置法」を「平成25年旧措置法」に改める。

別表六(六)付表の記載要領第一号中「又は第３項」を「若しくは第３項」に改め、「又は第２項」を削り、「含む。）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４の２第２項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた同法第42条の４第３項（繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）」を加え、同第三号を削り、同第四号中「、「翌期繰越額 (7)－(8) (9)」及び「翌期繰越額 (10)－(11) (12)」」を削り、「別表六（二十）」を「別表六（二十三）又は別表六（二十三）付表」に改め、同号を同第三号とし、同表の記載要領に次の一号を加える。

４　「平成21年度分繰越税額控除限度超過額の計算」及び「平成22年度分繰越税額控除限度超過額の計算」の各欄は、当該事業年度が平成25年４月１日前に開始した事業年度である場合にのみ記載すること。ただし、「平成21年度分繰越税額控除限度超過額の計算」の各欄のうち「当期分」、「合計」及び「翌期繰越額 (7)－(8) (9)」の各欄並びに「平成22年度分繰越税額控除限度超過額の計算」の各欄のうち「当期分」、「合計」及び「翌期繰越額 (10)－(11) (12)」の各欄については、記載しないこと。

別表六(七)の表中「法人税額超過構成額（別表六(二十)「28の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十三)「10の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十)「27の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十三)「９の②」）」に改め、同表の記載要領第一号中「又は第７項」を「若しくは第７項」に改め、「又は第５項」を削り、「含む。）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第３号において「平成25年旧措置法」という。）第42条の４の２第５項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた平成25年旧措置法第42条の４第７項（繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）」を加え、同第二号中「平成21年４月１日から平成24年３月31日まで」を「平成25年４月１日から平成27年３月31日まで」に、「ついては」を「あつては」に、「平成24年４月１日以後に開始する各事業年度」を「その他の事業年度」に改め、同第三号中「租税特別措置法」を「平成25年旧措置法」に改め、同第五号を削り、同第六号中「、「翌期繰越額 (23)－(24) (25)」及び「翌期繰越額 (26)－(27) (28)」」を削り、「別表六（二十）」を「別表六（二十三）又は別表六（二十三)付表」に改め、同号を同第五号とし、同表の記載要領に次の一号を加える。